

岐阜県公報

目次

告示

道路の供用開始

道路の区域変更

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一

部改正

保安林の指定予定

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し

公示

県営土地改良事業の変更計画の決定

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良事業の施行同意

基本測量の実施

公共測量の終了

(道路維持課) 六二九
(同) 六二九

(出納管理課) 六三〇
(可茂農林事務所) 六三〇

(選挙管理委員会) 六三〇

(農地計画課) 六三一

(同) 六三一

(同) 六三一

(用地課) 六三一
(同) 六三一

告示

岐阜県告示第五百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日)
一般国道	百五十七号	岐阜市大字下尻毛字鍛冶屋田三七八番九地先から同市大字同字南屋敷四五九番九地先まで	一〇四・〇	平成三三・一〇・一	平成三三・三・三三

岐阜県告示第五百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

第二千八百十七号

平成二十二年十月一日

(金曜日)

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更	敷地の幅員	延長	備考
高宝線	高山線	高山市丹生川町折敷地字井ノ口四六三番三地从先から同市同町同字同四三七番一地从先まで	別前後	ルメートル	ルメートル	
			後	五六一 二・六	二二七	
			前	七四〇 三三〇	二二七	

岐阜県告示第五百二十二号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十月一日から適用する。

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

一中「大垣市役所職員等共済会」を「大垣市役所職員等共済会 輪之内町」に改める。

岐阜県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所
加茂郡東白川村五加字永畑新田一三九四、一三九五、一三九七

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十二年十月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
瑞穂市	瑞穂市牛牧南部ロココニタンセンターつどいの泉アレンジャー	瑞穂市牛牧1580番地1

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
谷 汲 地 区	揖 斐 川 町 役 場	平成二二・一〇・一から 同 一・一一・一まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を養老町長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
西 八 間 地 区	養 老 町 役 場	平成二二・一〇・一から 同 一・一一・一まで

土地改良事業の施行同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、

同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
下 呂 市	高 畑 地 区	平成二二・九・二二

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

三 作業期間

平成二十二年十月二十七日から

平成二十三年二月二十五日まで

四 作業地域

瑞穂市、本巢市、安八郡神戸町並びに揖斐郡大野町及び池田町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
東海防衛支局
- 二 作業種類
公共測量（用地実測図作成及び基準点測量）
- 三 作業期間
平成二十二年五月二十六日から
同 年八月二十日まで
- 四 作業地域
各務原市三井町四丁目地内

平成二十二年十月二日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一
フイ・アール・テクノセンター